

○ 福井県エコファーマーマーク使用要領の運用の廃止

福井県エコファーマーマーク使用要領の運用（平成 24 年 4 月 1 日策定）は、廃止する。

附 則

- 1 本運用の廃止は、令和 5 年 3 月 30 日から施行する。
- 2 「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における廃止前の「福井県エコファーマーマーク使用要領の運用」の適用については、なお従前の例による。